

## 「みどりの食料システム戦略」中間取りまとめについての意見募集の結果概要

- ・「みどりの食料システム戦略」中間取りまとめについての意見募集を、令和3年3月30日（火）～4月12日（月）にかけて実施しました。ウェブ・FAX・郵送により計17,265件（有効件数）の意見が提出され、ゲノム編集に係る定型的な意見（16,555件）のほか、有機農業（365件）、農薬・肥料（161件）に係る意見を多数いただきました。
- ・御意見を多く頂いたことから、戦略本体に「国民理解の促進」の項目を新たに設け、既存技術の重視や現場との連携などに係る御意見の趣旨を反映した記述を追加しました。

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p><b>みどりの食料システム戦略全般に関する御意見(68件)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ イノベーションの各論に終始するのではなく、2050年の国内の農林水産業がどのような姿になるかを示すべきである。</li> <li>・ 各KPIがどのように戦略に資するか記載すべき。</li> <li>・ KPIは、各地域の実態に応じたものとなるようにすること。</li> <li>・ 効果測定・実証実験を行うモデル地区を設けてはどうか。</li> <li>・ 予算・権限を地方自治体に与え、地域の有機の食の循環を作り出す政策を長期的に実行できるよう法改正すべき。</li> <li>・ 意見提出期間が短すぎる。</li> </ul>	<p>本戦略では、2050年に目指す姿をKPIとともに掲げておりますが、御意見を踏まえ、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するという本戦略の理念や目指す姿、取組方向をよりわかりやすく伝えるため、本文の記述を補足します。</p> <p>本戦略の実践に向けて今後も引き続き関係者との意見交換等を行うこととしており、制度・予算・税制等についても、関係者の意見もよく聞きながら検討してまいります。</p>
<p><b>食料自給率に関する御意見(15件)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食料自給率の向上に取り組んでほしい。</li> </ul>	<p>食料の安定供給は、国家の最も基本的な責務の一つであり、令和2年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画においては、令和12年度に食料自給率をカロリーベースで45%、生産額ベースで75%に引き上げる目標を設定しています。</p> <p>この目標の達成に向け、①輸入品からの代替が見込まれる小麦・大豆等の国産農産物の増産や、加工食品、外食・中食向け原料の国産への切り替え、②食と環境を支える農業・農村</p>

	<p>への国民の理解を醸成するための官民協働で行う新たな国民運動の展開などを通じて、食料自給率の向上に取り組んでまいります。</p> <p>また、御意見を踏まえ、本戦略の中に、食料自給率の向上に言及しました。本戦略の策定・実践を通じて、サプライチェーン全体を通じた持続可能な食料システムの構築に努めてまいります。</p>
<p><b>食の安全、食育に関する御意見(17件)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小中学校で、農林漁業体験などの食育を推進すべき。</li> <li>・ 消費者に食料の大切さを伝え、形が悪くても、葉っぱに虫食いがあっても、安心安全な作物を食べましょうと宣伝教育すべき。</li> </ul>	<p>子供の農山漁村体験については、送り側(学校等)への活動支援や情報提供、受入側(農山漁村)の体験プログラムの充実・強化などの受入体制整備への支援を行うなど、送り側、受入側双方への体系的・総合的な支援を関係省庁が連携して行うこととしています。</p> <p>持続的な食料システムの構築に向けて、消費も重要なプレイヤーであることから、見た目重視の消費から持続性重視の消費の拡大に向け、引き続き、あふの環プロジェクト等を通じた持続可能な消費の拡大に取り組んでまいります。</p>
<p><b>ゲノム編集・遺伝子組換えに関する御意見(16,555件)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ゲノム編集食品の将来世代や環境、生態系への影響が心配。</li> <li>・ 遺伝子組換えやゲノム編集したものを有機農産物として扱わないでほしい。</li> <li>・ ゲノム編集食品を国民の知らないうちに流通させないでほしい。</li> <li>・ ゲノム編集食品の安全性を説明してほしい。</li> <li>・ ゲノム編集などバイオテクノロジー技術の活用をみどりの戦略から削除すべき。</li> </ul>	<p>(生態系への影響、安全性について)</p> <p>ゲノム編集技術応用食品のうち、遺伝子組換え食品の規制の対象外となっているものについては、その利用に先立ち、開発者や輸入者に対し、生物多様性への影響、食品安全、飼料安全の観点からそれぞれ届出等を求め、環境省、厚生労働省、農林水産省の関係省庁において、生物多様性への影響や安全性について問題がないことを確認し、各省のホームページに情報を公開することとしています。</p> <p>いただいた御意見については、環境省及び厚生労働省とも共有させていただきます。</p>

	<p>(有機JASについて)</p> <p>現行の有機JASにおいては、ゲノム編集技術の取扱いについては明確には規定されておりません。</p> <p>このため、ゲノム編集技術を用いて生産された農産物を登録認証機関が確認する方法等について、ゲノム編集技術を用いて生産された農産物の生産・流通状況及び他国における取扱い等を踏まえ、日本農林規格調査会において検討しているところです。</p> <p>(ゲノム編集技術・遺伝子組換え技術の利用について)</p> <p>ゲノム編集技術等は、低アレルギー食品の開発が可能となるなどのメリットが期待される技術ですが、その利用に当たっては、消費者の皆様などの理解を深めていくことが重要であり、引き続き分かりやすい情報発信、双方向のコミュニケーション等の取組を進めてまいります。</p> <p>(国民とのコミュニケーションの推進について)</p> <p>革新的な技術・生産体系の実用化に際しては、食や環境への安全の確保はもとより、科学的な知見に基づく合意が形成されるよう、国民への情報発信、双方向のコミュニケーションを丁寧に行うなど不断の取組を進めます。</p>
<p><b>農薬・肥料に関する御意見(161件)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ネオニコチノイド系農薬の規制時期を明示すべき。</li> <li>・ 目標達成を優先して農業生産性の低下を招く事態が生じないよう配慮願う。</li> <li>・ RNA農薬の安全性に懸念がある。</li> <li>・ 化学肥料の影響をなくしていくこと。大豆や緑肥・カバークロップの活用を進め、また有機畜産との複合を拡大し、有機に限らず、慣行栽培においても化学肥料の使用を大幅に減ら</li> </ul>	<p>農薬の登録に当たっては、科学的に安全性を審査しており、定められた使用方法に従って農薬を使用する限り、安全性に問題が生じることはないと考えております。その上で、環境負荷を軽減し持続的な農業生産を確保するため、化学農薬の使用量(リスク換算)を2050年までに50%低減する目標を掲げることとしたところです。このため、化学農薬のみに依存しない総合的病害虫管理の確立・普及等に様々な関係者の皆様の御協力を得て、取り組んでいくこととしております。また、2040年ま</p>

<p>し、土壌の回復、水資源の汚染から環境を守ること。</p>	<p>で、現在多く使われているネオニコチノイド系農薬を含む従来の殺虫剤を使用しなくてもすむような新規農薬等の開発を進めることとしています。RNA農薬を含め、今後開発する新規農薬等の農薬登録に際しても、科学的に安全性を審査して、その安全を確保してまいります。</p> <p>農林水産省では、環境保全型農業直接支払交付金の制度により、農業者団体等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う堆肥の施用やカバークロープの活用等の取組を支援しています。引き続き、本事業の推進により、環境保全効果の高い取組を進めてまいります。</p>
<p><b>食品産業に関する御意見(46件)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外輸出より自給や地産地消に重点を置くべきだ。</li> <li>・ 持続可能な食料システム実現のためには、食生活を環境負荷の低いものへと促していくとともに、食品ロスの削減についても消費者の行動変容が求められる。</li> <li>・ 納品期限の緩和、発注リードタイムの延長などの取引慣行の適正化、フードバンクの活用などが、食品ロス削減のための政策において効果が大きく優先度も高い。食品ロス削減の推進に関する法律の政府の基本方針においても明示されており、政府全体の方針と整合した戦略とすべき。</li> <li>・ 動物性タンパク質から、代替肉・代替乳・代替卵、代替魚介、培養肉などの持続可能なタンパク質へ移行することを本戦略に盛り込むことを提案する。</li> <li>・ 3(2)政策手法のグリーン化④の部分で、次のように修正してほしい「食品産業の持続可能な原材料調達や水の利用、温</li> </ul>	<p>国民に対する食料の安定供給を図るためには、国内生産の維持・拡大を図り、輸入の多い農林水産物や輸入割合の高い加工品の原料を国内産に切り替えていくことで、食料自給率の向上を図ることが重要です。しかしながら、人口減少により、国内の食市場の規模が縮小すると見込まれる中で、国内生産の維持・拡大を目的とした投資は難しい状況にあります。一方、アジアを中心に世界の食市場の規模は大きく拡大すると見込まれることから、こうした海外市場の成長を取り込み、国内生産の維持・拡大を図るためにも、高品質といった日本産の強みを生かした輸出拡大と、輸出に向けた生産基盤への投資を併せて進めていくことが必要であると考えています。</p> <p>食品ロスの削減に関しては、小売店における優良事例の横展開や、フードシェアリングサービスの活用促進に向けた周知などの取組を行っており、今後とも削減推進に努めてまいります。また、納品期限の緩和や受発注リードタイムの延長等の取引慣行の適正化は重要な課題であり、取組を進めてまいりま</p>

<p>室効果ガス排出削減、廃棄物の削減や資源循環など環境配慮経営の取組を促進するとともに、これらの情報開示を進めるための仕組みや中小企業を含めて対応が可能になるような支援について検討する。」</p>	<p>す。 新技術や持続可能な原料調達に関する御意見については、趣旨を踏まえて本文に記載するとともに、今後の政策検討の際の参考とさせていただきます。</p>
<p><b>循環資源・再生可能エネルギーに関する御意見(23件)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業・農村における再生可能エネルギーの導入目標とそのための営農型を含む太陽光発電設備や風力発電設備に必要な農地面積がどれくらいになるのかについては、優良農地の確保に齟齬が生じないことを前提にみどりの食料システム戦略に書き込む必要。</li> <li>・ 食品残渣・廃棄物を燃料化する際の価格は、バイオマスとしての意義を反映するべきである。</li> </ul>	<p>農林水産省としても、国民への食料の安定供給のため、国内の農業生産の基盤である優良農地を確保していくことは、国の重要な責務であると考えているところであり、優良農地を確保しつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの導入を進めてまいりたいと考えているところです。 食品廃棄物を燃料として発電を行う場合には、バイオマス発電として、再生可能エネルギー固定価格買取制度により、買取価格・期間が保証されています。</p>
<p><b>農業生産に関するご意見(60件)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農薬と化学肥料なしで消費者に価格転嫁せずに農業ができるのか。</li> <li>・ GAPについて、クロスコンプライアンス要件の対象とすること、補助事業の支援対象や、事業採択に際しての優遇措置の対象とすること、持続的農業に資する面に加え、GAPの持つリスク低減効果に着目し、投融資・税・制度等の政策誘導の手法に採用すること。</li> </ul>	<p>有機農業では一般的に、化学合成農薬や化学肥料を使用し栽培する場合に比べ労働時間が長く、生産費が高くなることから、農林水産省では、当該掛かり増し分の経費に対して、環境保全型農業直接支払交付金により支援しております。 また、有機農業においては、技術習得、輸送コストの低減等に向けた支援を行っており、引き続き国産有機食品を入手しやすい環境づくりを進めてまいります。さらに、昨年、国産有機食品を応援頂ける小売業者及び飲食事業者のプラットフォームである「国産有機サポーターズ」を立ち上げ、有機の取組の持つ価値や特徴を消費者に広く発信することにより、国産有機食品の需要喚起に取り組んでいます。 GAPは、みどりの食料システム戦略で目指す農業生産の持続可能性を確保するための工程管理の取組であることから、GAPを活用しながら取り組んでいくことも有効と考えており、い</p>

	<p>ただいたご意見も踏まえながら検討を進めます。</p>
<p><b>有機農業に関するご意見(365件)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有機農業を推進してほしい。</li> <li>・ 有機農家への支援が必要。</li> <li>・ 学校、病院、老人保健施設等の給食の有機化を進めてほしい。</li> <li>・ 学校給食での有機農産物の利用に助成すべき。</li> <li>・ 給食の有機化のため、国地方自治体の予算で買い上げるべきだ。</li> <li>・ 「先端技術」偏重ではなく、伝統知と科学を統合した有機農業振興を基軸にすべき。</li> </ul>	<p>農業に新規に参入する方々の2割から3割が、何らかの形で有機農業に取り組んでいるなど、新たに有機農業に取り組もうとする方が相当数存在していると承知しています。また、大規模経営のみならず、野菜などで小規模の有機農業に取り組む農業者の方々が有機農業に取り組みやすい環境づくりが必要であると考えています。</p> <p>これまでも有機栽培を行う上での課題である「労力」や「収量や品質の不安定さ」等に対応するため省力的雑草管理技術の実証を通じた労力軽減や、熟練有機農業者の技術の継承など様々な支援を行っているところです。</p> <p>学校給食については、平成30年度時点で全国の92自治体で有機農産物が使われていると承知しています。</p> <p>農林水産省では、栽培技術研修会の開催や販路確保の取組支援等を通じ有機農業の産地づくりを進めるとともに、学校給食での利用を進めるため、地域の有機農業者と給食関係者との間で、有機農産物の栽培計画、集荷方法、納品規格等を調整するための打ち合わせ等についての支援を行っているところです。</p> <p>今後も、頂いた御意見を踏まえ施策を検討していきます。</p>
<p><b>畜産業に関するご意見(16件)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 畜産物における持続的な生産体制の構築を考える上で世界的にもアニマルウェルフェアは重要な要素の一つとなっていることから、今後、家畜の飼育者に向けて、アニマルウェルフェアの普及や取り組みの推進を図る必要がある。</li> <li>・ 畜産動物のアニマルウェルフェアを明記してほしい。</li> <li>・ 採卵鶏のケージ飼い、ウインドレス養豚、牛のつなぎ飼いを</li> </ul>	<p>アニマルウェルフェアは、家畜を快適な環境下で飼育することにより、家畜のストレスや疾病を減らす取組であり、農林水産省としてもその推進をはかっています。</p> <p>このため、科学的知見を踏まえたアニマルウェルフェアの向上について本戦略でも明記しています。</p> <p>アニマルウェルフェアについては、我が国も加盟しているOIE(国際獣疫事務局)の陸生動物衛生規約において、アニマルウ</p>

禁止すべきだ。

- ・ 耕作放棄地を利用した飼料作物の栽培から流通まで地域内で行えるような仕組みづくりをし、海外からの飼料穀物の輸入量を減らす取り組みをもっと促進しないといけない。
- ・ 生ごみ、食品残渣、空き地を使った家畜飼養を支援すべき。
- ・ 有機畜産の拡大にあたっては、有機飼料の生産が非常に重要であり、全国に有機畜産モデル地区の設置、放牧利用と有機飼料生産を組み合わせたグラスフェッド畜産への支援をお願いしたい。
- ・ 有機農業の拡大がテーマと掲げられているが、堆肥の供給で大きく関わる酪農・畜産の位置付けが結び付けられていない。
- ・ 畜産におけるICT機器の活用やAI利用には山間地における通信環境の整備が必要。
- ・ 畜産・酪農は、動物性蛋白の供給源であるだけでなく、食品加工・製造販売などの関連産業とともに、地域経済や社会・文化を支えているという側面(多面的機能)もありますので、こうした産業的価値をしっかりと評価し位置付け、国内で畜産酪農が存在する意義を明確にする必要があります。もちろん、酪農・畜産においては、環境や家畜に優しい経営の方向を明確に打ち出すことも重要です。

エルフェアに関する勧告が示されていますが、採卵鶏のケージによる飼養、ウインドレス畜舎による家畜の飼養、牛のつなぎ飼いを禁止する内容となっていません。

しかしながら、アニマルウェルフェアは飼養管理における総合的な取組によるものであり、飼養方式や畜舎の構造にかかわらず、家畜が少しでも望ましい形で飼養されるよう配慮していくことが重要だと考えています。

農家の高齢化や労働力不足などを背景に発生した耕作放棄地については、牛を放牧するなど粗放的な管理を通じて、引き続き、耕作放棄地の有効活用を推進してまいります。

食品残さや、ほ場残さ等未利用資源の飼料への利活用については、引き続き、その安全性に配慮しながら、エコフィードの生産と利用の推進を図ってまいります。

有機畜産の拡大にあたっては、有機飼料の生産が非常に重要であると認識しており、消費者ニーズを踏まえながら、必要な対応を講じてまいります。

有機農業の拡大に向けては、家畜排せつ物由来の堆肥も含めた有機質肥料を広く利用していくことが重要と考えているため、このことは本戦略でも明記し、耕種側が利用しやすい形での堆肥の供給を進めていくこととしています。

農業農村インフラの省力化・高度化を図るとともに、スマート農業の実装や地域活性化のための情報通信環境の整備を支援するため、農林水産省において今年度新たに「農山漁村振興交付金 情報通信環境整備対策」を創設しました。総務省とも連携しつつ、農業農村の情報通信環境の整備を推進してまいります。

また、これらの整備と並行して、畜産生産の省力化・効率

	<p>化に資するICT等の機械導入を推進してまいります。</p> <p>畜産・酪農は人が食用利用できない資源を畜産物として食料に変え、飼料、家畜、堆肥という循環型のサイクルを形成し、発展してきました。また、耕種農業が困難な寒冷地や傾斜地等の条件不利な地域での主要な産業である上、食肉や牛乳・乳製品等の加工・販売を含む関連産業の維持・発展など、地域社会の発展にも貢献してきた産業です。</p> <p>一方で、牛の消化管内発酵由来のメタンなど畜産に由来する温室効果ガスへの対応や、輸入飼料への過度な依存からの脱却は、環境負荷軽減の観点から解消していくべき課題です。</p> <p>このため、温室効果ガス削減効果の高い飼料の開発や、子実用とうもろこしなどの国産濃厚飼料の生産拡大や気象リスクを考慮した気候風土に合わせた飼料生産の検討等を取組として掲げており、重要であると考えています。</p>
<p><b>農業経営に関するご意見(41件)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小規模農家を支援してほしい。</li> <li>・ 家族農業を推進すべき。</li> </ul>	<p>農林水産省は、従来から、</p> <p>①経営規模の大小や、法人か家族経営かの別を問わず、意欲ある担い手を幅広く育成・支援するとともに、</p> <p>②中小・家族経営など多様な農業経営体が地域社会の維持に重要な役割を果たしていることに鑑み、品目別対策、多面的機能支払、中山間地域等直接支払等の支援を行っており、このことを、令和2年3月に閣議決定した食料・農業・農村基本計画において明確化したところです。</p> <p>今後も引き続き、これらの支援策を通じて、中小・家族経営を含む地域の農業を担う方々をしっかりと支援してまいります。</p>
<p><b>農村振興に関する御意見(11件)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食料の生産基盤である農地の維持・管理のためには、特に中山間等の条件不利地域の農地について多様な農地利用の</li> </ul>	<p>多様な農地利用の推進については、御指摘のように平地と中山間地域を区分して考えるということはもちろん、その地域の特性に応じた農地の利用を図ることが重要であると考えてい</p>



<p>方策が求められことから、多様な農地利用の推進についての当該文末に「平地地域で圃場整備が完了した効率的利用の可能な農地と中山間等の条件不利地域の農地とを区分して対応するものとする」との記述を追記するべき。</p>	<p>ます。</p> <p>中でも、中山間地域を中心として人口減少に伴う農業の担い手の減少により、あらゆる政策努力を払ってもなお農地として維持することが困難な土地の増加が懸念されているところであり、これに対応するため、現在粗放的な農業生産などの多様な土地利用の在り方について、有識者検討会を開催し、検討を進めているところです。</p> <p>みどりの食料システム戦略の実施に当たっては、頂戴した御意見や検討会での御意見を踏まえ、検討を進めてまいります。</p> <p>＜長期的な土地利用の在り方に関する検討会＞</p> <p><a href="https://www.maff.go.jp/j/study/tochi_kento/index.html">https://www.maff.go.jp/j/study/tochi_kento/index.html</a></p>
<p><b>研究開発に関する御意見(29件)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (1)家畜の消化管内発酵(反すう動物のげっぷ)を低減する飼料作物や飼料添加物の開発、(2)農薬の投入量を低減するため、病害虫に強い飼料作物(子実用トウモロコシ等)や牧草の育種開発、(3)低コストな堆肥の調製・運搬技術の開発等畜産技術開発を期待する。</li> <li>・ 革新的な技術、イノベーションなどは安全性が確認されてから取り入れるべき。</li> </ul>	<p>戦略の目指す姿の実現に向け、革新的な技術・生産体系の開発を進めてまいります。その実用化に際しては、食や環境への安全の確保はもとより、科学的な知見に基づく合意が形成されるよう、国民への情報発信、双方向のコミュニケーションを丁寧に行うなど不断の取組を進めます。</p>
<p><b>森林・林業に関する御意見(8件)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4.(7)カーボンニュートラルに向けた森林・木材のフル活用によるCO2吸収と固定の最大化」ではなく、「4.(7)カーボンニュートラル、自然共生社会の実現に向けた森林・木材のフル活用」とし、『1』林業イノベーション等による森林吸収の向上」に以下を追加すること。</li> </ul> <p>生物多様性を回復する混交林による再生林の推進</p>	<p>林野庁では、森林整備の適切な実施等により、生物多様性を含む森林の公益的機能の向上を図ってきているところです。本戦略では、自然資本の持続性や公益機能の向上は前提として、4(7)において、(1)～(6)における森林・林業・木材産業の取組を総括的に記載しています。</p>

<p>また、4. (7)『1』にある「安心して暮らせる社会実現のための適切な森林整備・治山事業による国土強靱化」は、林業イノベーション等による森林吸収の向上に関係ないので、削除すること。</p>	
<p><b>持続可能性に関する御意見(16件)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「持続可能性に配慮された」生産に関して、生産者(消費者)が理解しやすい指針及び具体的効果の提示、生産者への情報提供・指導を要望する。</li> <li>・ 安心安全な原料調達や製品の安定供給に係るコストに関し、消費者の理解と適正なコスト転嫁を行うための各事業者間の協働が進む体制整備を図るべき。</li> <li>・ P5 15～16 行「⑤農林水産・食品事業者の取組が適正に評価され、消費者等の行動変容等を促進する事業者の取組の可視化を促進する。」を以下のとおり修文してほしい。「食生活における環境負荷、食品・農林水産業者を持続可能にするためのコストについて消費者に理解してもらい行動変容等を促進するため、食育や事業者の取組の可視化により消費者理解の促進を図る。」</li> </ul>	<p>持続可能性に配慮された生産や環境にやさしい消費の拡大等持続可能な食料システムの実現にあたっては、生産者、関係事業者及び消費者の理解を得ることが必要不可欠であり、今後も幅広く御意見を伺いながら、優良事例の横展開、具体的な効果の提示等を含めて検討してまいります。</p> <p>消費者の行動変容の促進や持続可能な原材料調達に関する御意見については、趣旨を踏まえて本文に記載するとともに、今後の政策検討の際の参考とさせていただきます。</p>
<p><b>温暖化対策に関する御意見(17件)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本の食料システムが関連する温室効果ガスの排出量を可視化すべき。</li> <li>・ 物流効率化策のモーダルシフト実施時による温室効果ガス排出削減効果等、企業間連携効果を取込む事で持続可能性を高める企業行動を促進すべき。</li> <li>・ 農薬、窒素肥料、輸入穀物に炭素税を課すべき。</li> </ul>	<p>温室効果ガスについては、排出量をオフセットする制度としてJ-クレジット制度の運用により対応しており、見える化の検討も進めているところです。物流効率化策のモーダルシフトについてもコールドチェーンと併せて推進しています。</p> <p>また、昨年、菅総理が所信表明演説において2050年カーボンニュートラルを目指すことを宣言し、関係省庁にカーボンプライシングの導入の検討を指示したことを踏まえ、関係省庁においてカーボンプライシングの議論が進められているところです。</p>

<p><b>生物多様性に関する御意見(4件)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本戦略に生物多様性を含める必要がある。</li> <li>・ 生物多様性の劣化を、我が国の食料・農林水産業が直面する持続可能性の課題に加え、課題解決に向けた行動変容をもたらす様々な施策の展開が必要との認識を示すべき。</li> </ul>	<p>生物多様性の視点は十分に踏まえていますが、そのことが分かりやすく伝わるよう工夫します。</p> <p>また、生物多様性の劣化への対応については、農林水産省生物多様性戦略においても重要な課題と認識しており、今後も、御意見を伺いながら、検討してまいります。</p>
<p><b>その他の御意見</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 抗菌剤の使用を低減し、ワクチンや抗菌性品種の開発を促進してほしい。</li> <li>・ 知的財産保護が十分でない。</li> <li>・ 種子(たね)の自給、農と食文化と一体となった在来種などの保存・継承をすべき。</li> <li>・ 種苗法改正に関する問題提起はなされているのか。</li> </ul>	<p>持続的な養殖生産体制には、抗菌剤の慎重使用やワクチン等の開発は重要であると考えており、推進しているところです。</p> <p>本戦略にも、ワクチン開発など抗菌剤に頼らない養殖生産体制の推進を明記し、持続的な生産体制を推進します。</p> <p>農研機構遺伝資源研究センターにおいて、在来品種を含む植物遺伝資源を収集・保存する農業生物資源ジーンバンク事業を実施しています。</p> <p>昨年行われた種苗法改正は、優良品種の海外流出の防止や国内における新品種開発の促進のため、出願時に国内利用限定の利用条件を付せば、海外持出しを制限できるようにすること、登録品種の利用は許諾に基づき行うこと等を定めたものです。改正種苗法により優良品種が保護され、新品種が開発が促進されることは、わが国農業の発展に必要なことと考えています。</p> <p>なお、登録品種の自家増殖は、令和4年4月1日から許諾が必要となりますが、品種登録されていない一般品種については、これまでどおり増殖することが可能です。</p> <p>農林水産省としては、引き続き、法改正の趣旨やその意義について、丁寧に周知してまいります。</p>

※ 御意見を内容別にまとめているため合計件数と一致しません。